

事業所指定等について

事業所のみなし指定について

みなし指定とは

平成27年3月31日現在で介護予防訪問介護、介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者として指定されている事業者に対し、総合事業における指定事業者としてみなす旨の規定がある。

みなし指定に係る対応表

サービス種類	既存の指定(平成27年3月31日現在)	総合事業におけるみなし指定
訪問介護	介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
通所介護	介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

みなし指定の対象

- 平成27年3月31日現在で介護予防訪問介護、介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者指定を受けている事業所
→みなし指定とされるため届出は不要
 - 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所
→みなし指定は適用されないため、届出が必要
- * 新規事業所ですでに総合事業を開始している他市等に届け出をしている場合でもみどり市民を被保険者として取り扱う場合は、新たにみどり市へ届出が必要となる。

みなし指定の有効期間

●みなし指定の有効期間

- ・原則、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- ・みどり市は原則どおり平成30年3月31日まで

●平成30年4月1日以降の取り扱い

- ・みなし指定を受けた事業者が、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、更新の申請を行う必要がある。

他市との関係

被保険者住所	総合事業 開始時期	事業所所在地	みなし指定の 有効期間中	みなし指定 有効期間後
みどり市	平成29年4月1日	みどり市	○	みどり市へ 指定申請
		K市	○	みどり市へ 指定申請
K市	平成28年4月1日	みどり市	○	K市へ 指定申請
		K市	○	K市へ 指定申請

指定の申請

- ・平成29年度

対象：新規事業所（みなし指定なし）

届け出が必要となります

- ・平成30年度

対象：すべての事業所（みなし指定が終了するため）

平成29年度中に届け出が必要

- ・指定の有効期間は6年

変更・休廃止届

- ・変更届

指定された内容に変更があった場合10日以内に届出

- ・休止・廃止届

指定された事業を休止・廃止する場合は休止・廃止日の1月前までに届出

事業を休止・廃止する場合は、利用者に対し便宜を図る必要がある。

指定基準①

訪問型サービスの基準

サービス種類	介護予防訪問介護相当サービス
人員	管理者 1人以上 訪問介護員 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 利用者40人に対し1人以上
設備	運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
運営	個別サービス計画の作成、運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止、訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等、事故発生時の対応 廃止・休止の際の届け出と便宜の提供 記録の保存(5年)

指定基準②

通所型サービスの基準

サービス種類	介護予防通所介護相当サービス
人員	管理者 常勤・専従1人以上 生活相談員 専従1人以上 看護職員 専従1人以上 機能訓練指導員 1人以上 介護職員 利用者15人以下 専従1名以上 15人を超える場合 利用者1人に対し専従0.2人以上
設備	食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) 消火設備その他の非常災害に必要な設備 静養室、相談室、事務室、必要なその他の設備・備品
運営	個別サービス計画の作成、運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止、従業員の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等、事故発生時の対応 廃止・休止の際の届け出と便宜の提供 記録の保存(5年)

■質問受付先

○市役所(介護高齢課) ※総合事業全般について

kaigo@city.midori.gunma.jp

FAX 0277-76-9048

○地域包括支援センター ※業務委託契約等について

hokatsu@midori-shakyo.or.jp

FAX 0277-47-7555

* 質問用紙(任意)には、事業所名・担当者名・連絡先を明記してください。

質問受付期限 : 平成29年3月13日まで